

改正案	現行
<p>（保険金請求権等の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第二項（法第五十六条の二第四項、第七十条第二項（法第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第六十六条第二項及び第七十三条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 保険金請求権</p> <p>二 損害をてん補することを請求する権利（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 返戻金、剰余金、契約者配当（法第一百四十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第三十六条の四第四号及び第三十七条の四五第四号において同じ。）に係る配当金その他の給付金（保険金を除く。）を請求する権利</p> <p>（監査役の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用）</p> <p>第五条の五 第四条の七の規定は、法第五十三条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中、「社員にならうとする者」とあるのは、「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは、「相互会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>（保険金請求権等の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第二項（法第七十条第二項（法第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第六十六条第二項及び第七十三条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 保険金請求権</p> <p>二 損害をてん補することを請求する権利（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 返戻金、剰余金、契約者配当（法第一百四十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第三十六条の二第四号及び第三十七条の四五第四号において同じ。）に係る配当金その他の給付金（保険金を除く。）を請求する権利</p> <p>（監査役の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）</p> <p>第五条の五 第四条の七の規定は、法第五十三条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第五十九条第一項において商法第二百九十四条ノ二第四項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四</p>

(保険金請求権等の範囲)

第五条の五の二 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、同条第一項の公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(株主の権利の行使に関して供与した利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の五の三 第四条の七の規定は、法第五十九条第一項において商法第二百九十四条ノ二第四項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(追加発行の際の基金拠出申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

第五条の六 第四条の二の規定は、法第六十条第五項において法第二

条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(追加発行の際の基金拠出申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

第五条の六 第四条の二の規定は、法第六十条第四項において法第二

<p>第二百一十六條 商法（明治三十一年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ</p>	<p>商法（明治三十一年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ</p>	<p>十二條第四項において準用する商法第七十五條第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の二中、「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第四條の三の規定は、法第六十條第五項において法第二十三條第四項において準用する商法第七十五條第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の三中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）</p> <p>第七條 法第六十六條の規定において相互会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える非訟事件手続法の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
<p>第二百一十六條 商法（明治三十一年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ</p>	<p>商法（明治三十一年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ</p>	<p>十二條第四項において準用する商法第七十五條第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の二中、「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第四條の三の規定は、法第六十條第四項において法第二十三條第四項において準用する商法第七十五條第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の三中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）</p> <p>第七條 法第六十六條の規定において相互会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える非訟事件手続法の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句			

	<p>二第一項但書、 第七十三條第 四項、第七十 八條、第二百 四條ノ第一項、 第二百二十條第 二項、第二百 十七條第三項、 第二百四十五條 ノ第三項、第 二百四十六條第 二項、第二百五 十八條第二項、 第二百六十三條 第七項、第二 百八十八條第 三項、第二百八 十條ノ第二項 及ビ第二百八 十條第三項、其 準用規定、同法 第一百五十三條第 二項、第七十</p>	<p>項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條 ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第 一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第 四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第五 項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ 規定、保險業法第三十九條第二項、第 四十六條第二項又八第五十條第二項（ 此等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項 ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準 用スル商法第二百三十七條第三項ノ規 定、保險業法第四十一條又八第四十九 條ニ於テ準用スル商法第二百四十六條 第二項ノ規定、保險業法第五十一條第 二項若クハ第五十三條第二項ニ於テ準 用スル商法第二百五十八條第二項、保 險業法第五十一條第二項ニ於テ準用ス ル商法第二百六十一條第三項ニ於テ準 用スル同法第二百五十八條第二項、保 險業法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準 用スル株式会社の監査等に関する商法 の特例に関する法律（昭和四十九年法 律第二十二号以下商法特例法ト称ス）</p>
--	---	--

	<p>二第一項但書、 第七十三條第 四項、第七十 八條、第二百 四條ノ第一項、 第二百二十條第 二項、第二百 十七條第三項、 第二百四十五條 ノ第三項、第 二百四十六條第 二項、第二百五 十八條第二項、 第二百六十三條 第七項、第二 百八十八條第 三項、第二百八 十條ノ第二項 及ビ第二百八 十條第三項、其 準用規定、同法 第一百五十三條第 二項、第七十</p>	<p>項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條 ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第 一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第 四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四 項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ 規定、保險業法第三十九條第二項、第 四十六條第二項又八第五十條第二項（ 此等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項 ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準 用スル商法第二百三十七條第三項ノ規 定、保險業法第四十一條又八第四十九 條ニ於テ準用スル商法第二百四十六條 第二項ノ規定、保險業法第五十一條第 二項若クハ第五十三條第二項ニ於テ準 用スル商法第二百五十八條第二項、保 險業法第五十一條第二項ニ於テ準用ス ル商法第二百六十一條第三項ニ於テ準 用スル同法第二百五十八條第二項、保 險業法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準 用スル株式会社の監査等に関する商法 の特例に関する法律（昭和四十九年法 律第二十二号以下商法特例法ト称ス）</p>
--	---	--

	<p>三条第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及び第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及び第五十二條ノ三第一項並ニ株券</p>	<p>第二十一條の九第六項若クハ第二十一條の十四第七項第五号ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項又ハ保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條の十五第三項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項ノ規定、保險業法第二百六十八條第七項又ハ保險業法第二百六十三條第七項又ハ保險業法第二百六十四條第六項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第七項ノ規定、保險業法第二百六十八條第二項又ハ保險業法第二百八十二條第三項又ハ保險業法第二百八十二條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第六項ニ於テ準用スル同法第二百八十二條第三項ノ規定、保險業法第二百六十八條第四項ニ於テ準用スル商法第四百八十一條第一項ノ規定、保險業法第四十條第一項及び第四十七條第一項、同法第四十條第二項又ハ第四十七條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二</p>
--	---	---

	<p>三条第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及び第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及び第五十二條ノ三第一項並ニ株券</p>	<p>第二十一條の九第六項若クハ第二十一條の十四第七項第五号ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項又ハ保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條の十五第三項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項ノ規定、保險業法第二百六十八條第七項又ハ保險業法第二百六十三條第七項又ハ保險業法第二百六十四條第六項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第七項ノ規定、保險業法第二百六十八條第二項又ハ保險業法第二百八十二條第三項又ハ保險業法第二百八十二條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第六項ニ於テ準用スル同法第二百八十二條第三項ノ規定、保險業法第二百六十八條第四項ニ於テ準用スル商法第四百八十一條第一項ノ規定、保險業法第四十條第一項及び第四十七條第一項、同法第四十條第二項又ハ第四十七條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二</p>
--	---	---

<p>第三百三十二條 ノ二第</p>	<p>(略)</p>	<p>商法第七百七十八條(同法第二百一十一條第三項、</p>	<p>保險業法第二十三條第四項(同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又八第六十條第五項ニ於テ準用ス</p>		<p>等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二條第八項</p>	<p>項及び第三項並ニ保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第三項ノ規定、保險業法第五十一條第二項又八第六十條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條ノ九第六項ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法特例法第十八條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項又八保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第六項ノ規定並ニ保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四條ノ規定</p>	<p>等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二條第八項</p>
<p>第三百三十二條 ノ二第</p>	<p>(略)</p>	<p>商法第七百七十八條(同法第二百一十一條第三項、</p>	<p>保險業法第二十三條第四項(同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又八第六十條第四項ニ於テ準用ス</p>		<p>等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二條第八項</p>	<p>項及び第三項並ニ保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第三項ノ規定、保險業法第五十一條第二項又八第六十條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條ノ九第六項ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法特例法第十八條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項又八保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第六項ノ規定並ニ保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四條ノ規定</p>	<p>等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二條第八項</p>

一 項	第二百八十条ノ 十四第一項、第 二百八十条ノ三 十七第四項及ビ 第三百四十一条 ノ十三第三項ニ 於テ準用スル場 合ヲ含ム	ル商法第一百七十八条	(略)	商法 、第三百三十六 条第一項 第三百七十六条 第三項及ビ其準 用規定	並ニ第三百三十六条第一項 保險業法第六十一条第二項ニ於テ準用 スル商法 保險業法第五十六条の二第四項ニ於テ 準用スル商法第三百七十六条第三項、 保險業法第一百七十三条第一項ニ於テ準 用スル商法第四百十六條第二項ニ於テ 準用スル同法第三百七十六條第三項又 八保險業法第八十七條第二項ニ於テ準 用スル同法第七十条第五項ニ於テ準用 スル商法第三百七十六條第三項
一 項	第二百八十条ノ 十四第一項、第 二百八十条ノ三 十七第四項及ビ 第三百四十一条 ノ十三第三項ニ 於テ準用スル場 合ヲ含ム	ル商法第一百七十八条	(略)	商法 、第三百三十六 条第一項 第三百七十六条 第三項及ビ其準 用規定	並ニ第三百三十六条第一項 保險業法第六十一条第二項ニ於テ準用 スル商法 保險業法第一百七十三条第一項ニ於テ準 用スル商法第四百十六條第二項ニ於テ 準用スル同法第三百七十六條第三項又 八保險業法第八十七條第二項ニ於テ準 用スル同法第七十条第五項ニ於テ準用 スル商法第三百七十六條第三項

二 基準日において既に保険期間が終了している保険契約（基準日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

（契約条件の変更の限度）

第三十六条の三 法第二百四十条の四第二項に規定する政令で定める率は、年三パーセントとする。

（補償対象保険金の弁済を請求することができる権利の範囲）

第三十六条の四 法第二百四十五条に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一～五（略）

（保険金請求権等の範囲）

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第六十六条第二項において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める権利は、第三条各号に掲げる権利とする。

（新設）

（補償対象保険金の弁済を請求することができる権利の範囲）

第三十六条の二 法第二百四十五条に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一～五（略）

（特定契約の範囲）

第三十七条 法第二百五十五条第三項（法第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第二百五十四条第四項、第二百五十四条第三項又は第二百五十五条の四第一項の公告の時（当該公告の時において既に、法第二百四十一条第一項の規定により業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。以下この条において同じ。）に係る支

払を停止している場合又は法第二百四十五条（法第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十条第五項、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払を停止した時。次号において「公告等の時」という。）において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）